

○日本育英会業務方法書

昭和59年8月7日

文部大臣認可

改正 昭和60年4月6日文部大臣認可
昭和62年3月31日文部大臣認可
昭和63年3月31日文部大臣認可
平成元年3月30日文部大臣認可
平成2年3月30日文部大臣認可
平成3年3月30日文部大臣認可
平成4年3月31日文部大臣認可
平成5年3月31日文部大臣認可
平成6年3月31日文部大臣認可
平成6年7月1日文部大臣認可
平成7年3月31日文部大臣認可
平成8年3月28日文部大臣認可
平成8年6月28日文部大臣認可
平成9年3月31日文部大臣認可
平成10年3月31日文部大臣許可
平成11年4月8日文部大臣許可
平成11年4月28日文部大臣認可
平成12年3月29日文部大臣認可
平成13年3月30日文部科学大臣認可
平成14年3月29日文部科学大臣認可
平成14年8月30日文部科学大臣認可
平成15年3月31日文部科学大臣認可

日本育英会業務方法書

日本育英会業務方法書（昭和28年11月12日文部大臣認可）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付（第8条～第13条）
- 第3章 奨学金の返還（第14条～第24条）
- 第4章 奨学金の返還免除（第25条～第32条）
- 第5章 奨学生の補導その他（第33条～第37条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、日本育英会法（昭和59年8月7日法律第64号）第1条に規定する目的を達成するため、同法第25条第1項の規定に基づき、日本育英会（以

下「本会」という。)の業務の方法について基本的な事項を定め、もつてその業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(学資の貸与を受ける者の資格)

第2条 本会が学資を貸与することができる者は、高等学校(中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)、高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の高等課程若しくは専門課程(日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号。以下「令」という。)第2条第1項の表備考第6号に規定するものに限る。以下同じ。)に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認められたものでなければならない。

(学資の貸与)

第3条 本会が貸与する学資を奨学金、奨学金を受ける者を奨学生といい、奨学生のうち、無利息の奨学金(以下「第一種奨学金」という。)を受ける者を第一種奨学生、利息付きの奨学金(以下「第二種奨学金」という。)を受ける者を第二種奨学生という。

2 第一種奨学金は、優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、奨学生の選考及び採用に関する規程(以下「選考採用規程」という。)の規定に基づき、特に優れた学生及び生徒であつて経済的理由により著しく修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

3 第二種奨学金は、前項の規定による認定を受けた者以外の者のうち、選考採用規程の規定に基づき、大学(通信による教育を受ける者については除く。第5条において同じ。)、大学院、高等専門学校(第4学年及び第5学年(専攻科を含む。以下同じ。))に限る。次項及び第5条第1項において同じ。)又は専修学校の専門課程に在学する優れた学生及び生徒であつて経済的理由により修学に困難があるものと認定された者に対して貸与するものとする。

4 前項の大学、大学院、高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学する学生及び生徒であつて第2項の規定による認定を受けたもののうち、選考採用規程の規定に基づき、第一種奨学金の貸与を受けることによつても、なおその修学を維持することが困難であると認定された者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一種奨学金に併せて前項の規定による第二種奨学金を貸与することができる。

(第一種奨学金の月額)

第4条 第一種奨学金の月額は、次の表の右欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に定める額とする。

区分		月額	
高等学校	国立及び公立の高等学校	自宅通学のとき	18,000円
		自宅外通学のとき	23,000円
	私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000円

			自宅外通学のとき	35,000円	
大学	国立及び公立の大学		自宅通学のとき	44,000円	
			自宅外通学のとき	50,000円	
		学部	自宅通学のとき	53,000円	
	私立の大学	学部		自宅外通学のとき	63,000円
			短期大学	自宅通学のとき	52,000円
				自宅外通学のとき	59,000円
大学院	修士課程及び専門職大学院の課程			87,000円	
	博士課程			121,000円	
高等専門学校	国立及び公立の高等専門学校	第1学年から第3学年まで	自宅通学のとき	21,000円	
			自宅外通学のとき	22,500円	
		第4学年及び第5学年	自宅通学のとき	44,000円	
			自宅外通学のとき	50,000円	
	私立の高等専門学校	第1学年から第3学年まで	自宅通学のとき	32,000円	
			自宅外通学のとき	35,000円	
		第4学年及び第5学年	自宅通学のとき	52,000円	
			自宅外通学のとき	59,000円	
専修学校	国立及び公立の専修学校	高等課程	自宅通学のとき	18,000円	
			自宅外通学のとき	23,000円	
		専門課程	自宅通学のとき	44,000円	
			自宅外通学のとき	50,000円	
	私立の専修学校	高等課程	自宅通学のとき	30,000円	
			自宅外通学のとき	35,000円	
		専門課程	自宅通学のとき	52,000円	
			自宅外通学のとき	59,000円	

備考

- 1 「大学」には、別科を含まない（第15条を除き、以下同じ。）。
- 2 「学部」には、専攻科を含む。
- 3 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 4 「自宅通学のとき」とは、その者の生計を主として維持する者と同居するとき又はこれに準ずると認められるときをいう。
- 5 「自宅外通学のとき」とは、前号の自宅通学のとき以外のときをいう。

2 大学において通信による教育を受ける者のうち、次の各号に掲げる者に対する第一種奨学金の額は、前項の表大学の項の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 教員に面接して授業を受ける期間が夏季等の特別の時期に集中する者 その

者が教員に面接して授業を受ける期間につき87,000円

- (2) 放送大学学園が設置する大学に在学する者で教員に面接して授業を受けるもの年当たり87,000円

(第二種奨学金の月額及び利率)

第5条 第二種奨学金の月額は、次の各号に掲げる学校に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）について、それぞれ当該各号に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とし、その利率は、年3パーセントとする。

- (1) 大学 30,000円, 50,000円, 80,000円又は100,000円
(2) 大学院 50,000円, 80,000円, 100,000円又は130,000円
(3) 高等専門学校 30,000円, 50,000円, 80,000円又は100,000円
(4) 専修学校（専門課程に限る。） 30,000円, 50,000円, 80,000円又は100,000円

2 第3条第3項の規定による認定を受けた者で私立の大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に在学するものに対する第二種奨学金については、前項の規定にかかわらず、その月額を次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり同表の下欄に掲げる算式により算定した利率とする。

区分	月額	利率（パーセント）
医学又は歯学を履修する課程	140,000円	$(A \times 3 + (B - A) \times 1.8) / B$
薬学又は獣医学を履修する課程	120,000円	

備考 この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 100,000円
B この表の中欄に定める月額

3 第3条第3項の規定による認定を受けた者が当該学校に入学した月に貸与される第二種奨学金の月額については、前2項の規定にかかわらず、第1項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択する額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる額に、それぞれ300,000円を加えた額とすることができるものとし、その場合における利率は、年当たり次の算式により算定した利率とする。

$$\text{利率（パーセント）} = (C \times 3 + (D - C) \times 1.8) / D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- C 第1項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額、前項の場合にあつては100,000円
D 第1項の場合にあつては同項各号に定める額のうち学生又は生徒が選択した額に、前項の場合にあつては同項の表の中欄に掲げる額に、それぞれ300,000円を加えた額

(第一種奨学金に併せて貸与する第二種奨学金の月額及び利率)

第6条 第3条第4項の規定により第一種奨学金に併せて貸与する第二種奨学金の月

額及び利率については、前条の例による。

(第二種奨学金の利息の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、第二種奨学金は、その貸与を受けている間及び第15条の規定によりその返還の期限を猶予されている間は無利息とする。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(奨学生の申込及び推薦)

第8条 奨学生を志望する者には、本会あての奨学金申込書、連帯保証人と連署の上の確認書その他会長が定める書類を次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる学校の長又は本会支部長に提出させる。ただし、奨学金申込書を当該学校の長又は本会支部長に提出させることに代えて、インターネットを通じて、奨学金申込書に記載すべき事項を本会に送信することにより本会の電子計算機に備えられたファイルに記録させることとすることができる。この場合（奨学生を志望する者が第3号の区分である場合を除く。）において、本会は、当該記録を当該学校の長に提供するものとする。

- (1) 現に学校に在学している者（第4号の者を除く。） 本人の在学する学校の長
(以下「在学学校長」という。)
- (2) 現に学校に在学していない者（次号及び第4号の者を除く。） その者の卒業した学校の長
- (3) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者又は同条第2項に規定する資格検定科目合格者 本会支部長
- (4) 大学院に入学前に奨学生を志望する者 その者の大学院入学を内定した学校の長

2 前項の規定により申込に係る書類（同項ただし書きの場合において、本会が提供する記録を含む。以下同じ。）を受け取った学校の長は、第2条に規定する奨学生としての資格を審査の上、学業成績等必要事項を記入又は記録し、会長の定めるところにより適格と認められる者の申込に係る書類を本会に提出するものとする。

(奨学生の採用)

第9条 本会は、前条により提出された申込に係る書類について、選考採用規程の規定に基づき審査の上貸与を行う者を認定し、奨学生の採用を決定する。

(奨学金の貸与期間)

第10条 奨学金を貸与することのできる期間は、本会が貸与を認めたときからその者の在学する学校の修業年限の終期までとする。

(奨学金の交付)

第11条 奨学金は、毎月1月分ずつ交付することを常例とする。

(奨学金の交付の取りやめ)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、その後の奨学金の交付を取りやめる。

- (1) 傷病などのために修学の見込みがないとき。

- (2) 学業成績又は性行が不良となつたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなつたとき。
- (4) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。
- (5) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失つたとき。

2 奨学生は、いつでも奨学金を辞退することができる。

(奨学金借用証書)

第13条 奨学金の貸与期間が終了したときは、在学中貸与した奨学金の全額について、連帯保証人及び保証人と連署の上、奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を在学学校長を経て提出させる。

第3章 奨学金の返還

(返還の期限等)

第14条 奨学金の返還の期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内とし、その返還は、年賦、半年賦、月賦その他1年以内の割賦の方法によるものとする。ただし、奨学金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

2 第二種奨学金についての前項の規定による年賦、半年賦、月賦その他1年以内の割賦による返還は、元利均等返還の方法によるものとする。

3 奨学金の口座振替による返還は、原則として、月賦又は月賦・半年賦併用の方法によるものとする。

4 奨学生であつた者（奨学金の貸与を受け、その奨学金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）が、割賦金の返還を怠つたと認められるときは、前3項の規定にかかわらず、その者に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

5 第1項及び第2項の割賦金の最低額については、別に定める。

(返還期限の猶予)

第15条 奨学生であつた者が次の各号の一に該当する場合は、願出により奨学金の返還の期限を猶予することができる。

- (1) 災害又は傷病によつて返還が困難となつたとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学、大学院、専修学校の高等課程若しくは専門課程又は令附則第2条に規定する学校等に在学するとき。
- (3) 外国にあつて学校に在学し、又は研究に従事するとき。
- (4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
- (5) その他真にやむを得ない事由によつて返還が著しく困難となつたとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとする。

- (1) 第2号又は第4号の一に該当するときは、その事由が継続する期間
- (2) その他の各号に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは願出により重ねて1年ずつ猶予期間を延長することができる。ただし、第3号又は第5号の事由による猶予期間の延長は、それらを通じて5年を限度とする。

(割賦金の返還の通知)

第16条 奨学生であつた者で6月以内にその返還期日が到来することとなる割賦金を返還する義務を有するものに対しては、あらかじめその割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。ただし、口座振替による返還については毎年1回通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、奨学生であつた者の住所の変更の届出がない等の理由によりその所在を知ることができないとき、その者の連帯保証人から返還する旨申し出があつたときその他特別の事情があるときは、その者の連帯保証人に対して行うものとする。

(割賦金の返還の督促等)

第17条 奨学生であつた者で割賦金の返還を延滞しているものに対しては、少なくとも6月ごとにその者が延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

- 2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当する場合には、その者の連帯保証人に対して行うものとする。

(1) 奨学生であつた者の住所の変更の届出がない等の理由によりその所在を知ることができないとき。

(2) 前項の規定による督促を重ねても奨学生であつた者が割賦金を返還しないとき。

(3) その他特別の事情があるとき。

- 3 前2項の規定により奨学生であつた者又はその連帯保証人に対し割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することにより、これらの者に対する前条の規定による通知を省略することができる。

(保証人に対する請求)

第18条 次の各号の一に該当する場合において、前条に規定する督促によつては割賦金の返還を確保することが困難であると認められるときは、奨学生であつた者の保証人に対し、当該奨学生であつた者が返還を延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

(1) 奨学生であつた者及びその連帯保証人の所在を調査しても知ることができないとき。

(2) 前条の規定による督促を重ねても奨学生であつた者及びその連帯保証人が割賦金を返還しないとき。

(割賦金に係る延滞金)

第19条 奨学生であつた者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。

- 2 前項に規定する延滞金の額は、第一種奨学金にあつてはその延滞している割賦金の額に延滞した期間が6月を超えるごとに6月について5パーセントの割合を乗じ

て計算した金額とし、第二種奨学金にあつてはその延滞している割賦金（利息を除く。）の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）10パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学生であつた者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

3 前2条の規定による督促又は請求を行う場合には、延滞金の納入を併せて督促し、又は請求するものとする。

（割賦金の返還の強制）

第20条 割賦金の返還を延滞している奨学生であつた者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「奨学生であつた者等」という。）が前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認められるときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續により割賦金の返還を確保するものとする。

（返還未済額の全部の返還の強制等）

第21条 前条の規定は、返還未済額の全部の返還（第14条第3項の規定による奨学金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、前条中「割賦金の返還」とあるのは「返還未済額の全部の返還」と、同条第1項中「前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないとき」とあるのは「本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 奨学生であつた者等が本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき延滞金を徴するものとする。この場合においては、第19条第2項の規定を準用する。

（報奨金）

第22条 奨学生であつた者等が第一種奨学金に係る最終の割賦金の返還期日の4年前までに第一種奨学金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる第一種奨学金に係る割賦金の金額につき5パーセントの割合で計算した金額を報奨金として支払うものとする。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して7年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払う報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる第一種奨学金に係る割賦金の金額につき3パーセントの割合で計算した金額とする。

（返還金の充当）

第23条 奨学生であつた者等から返還金の支払いがあつたときは、当該返還金を次の各号に定めるところにより割賦金に充当するものとする。

(1) 返還期日の到来した割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来した割賦金から充当する。

- (2) 返還期日の到来した割賦金については返還期日の早く到来したものから、返還期日の到来していない割賦金については返還期日の早く到来することとなるものから充当する。
 - (3) 返還期日の同じ割賦金については、先に貸与を受けた奨学金に係る割賦金から充当する。
- 2 前項において第二種奨学金に係る返還金については、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。
 - 3 奨学生であつた者等から割賦金のほかに延滞金及び督促費用を徴する必要がある場合においてその者から支払われた額がこれらの合計額に満たないときは、督促費用、延滞金、利息、割賦金(利息を除く。)の順に充当する。

(回収業務の委託)

第24条 奨学生であつた者の同意を得、かつ、その者に係る割賦金の支払方法を特約した上当該奨学生であつた者を使用する者に対し、当該奨学生であつた者に係る奨学金の回収業務の一部を委託することができる。この場合において、当該奨学生であつた者に係る奨学金の回収に関しては、第16条から第22条までの規定によらないものとする。

- 2 前項の規定により奨学金の回収業務の一部を委託する場合には、その委託に係る業務に関し、委託者と次に掲げる事項について約するものとする。
 - (1) 奨学生であつた者の名簿の作成及び変更に関する事項
 - (2) 受託者が行う奨学金の回収業務の方法
 - (3) 受託者が回収した奨学金の管理及び本会に対する引き渡しの方法
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学金の回収業務に関し必要な事項
- 3 第1項の規定により奨学金の回収業務の一部を委託した場合には、受託者に対しその者が回収した金額に100分の3の割合を乗じて計算した金額を手数料として支払うことができる。

第4章 奨学金の返還免除

(死亡又は心身障害による返還免除)

第25条 奨学生又は奨学生であつた者が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その奨学金を返還することができなくなつたときは、その返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 2 奨学生又は奨学生であつた者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その奨学金を返還することができなくなつたときは、その返還未済額の一部の返還を免除することができる。

(教育又は研究の職に係る特例)

第26条 大学院の第一種奨学生であつた者が、大学院に2年以上(学位を授与された者にあつては、1年以上)在学し、大学院を卒業し、又は退学した日以後1年以内に教育又は研究の職に就き、5年以上継続してその職にあるときは、その第一種奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- 2 前項の奨学生であつた者が、大学院を卒業し、又は退学した日以後1年以内に次の各号の一に該当すると認められるときは、前項に規定する職に就く期限を更に当該各号に定める期間（その期間が4年を超えるときは、4年以内に限る。）延期することができる。
- (1) 大学又は大学共同利用機関の教務職員、技術職員又はこれらに準ずる職員であつて、研究を直接に補助する職務に従事していること。 当該職に従事している期間
 - (2) 外国にあつて学校に在学し、又は研究に従事していること。 在学又は研究に従事している期間、帰国に要する期間及び帰国後通常就職に要すると認められる期間を合算した期間
 - (3) 日本学術振興会の特別研究員又は海外特別研究員（以下この号において「研究員」という。）であること。 当該研究員である期間及び研究員でなくなつた後通常就職に要すると認められる期間を合算した期間
- 3 傷病その他本人の意志にかかわらず教育又は研究の職に就けない場合は、前2項に規定する職に就く期限を更に1年以内延期することができる。
- 4 第1項の期限の延期は、前2項の規定にかかわらず、通算4年を超えることはできない。
- 5 第1項及び第3項の教育又は研究の職とは、次のとおりとする。ただし、常時勤務を要するものに限る。
- (1) 小学校（盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の小学部を含む。以下同じ。）又は中学校（中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校の中学部を含む。以下同じ。）の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師（その勤務する学校の教諭になるに必要な資格を有するものに限る。小学校又は中学校の講師について以下同じ。）の職
 - (2) 高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭又は講師（その勤務する学校の教諭になるに必要な資格を有するものに限る。高等学校の講師について以下同じ。）の職
 - (3) 大学の学長又は大学若しくは大学院の教授、助教授、助手若しくは講師の職
 - (4) 高等専門学校^{高等専門学校}の校長、教授、助教授、助手又は講師の職
 - (5) 少年院において小学校若しくは中学校で必要とする教科又は高等学校に準ずる教科を授ける者の職
 - (6) 文部科学大臣の指定する試験所、研究所又は文教施設において教育又は研究を行う者の職
- 第27条 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、願出によりその返還の期限を猶予することができる。
- (1) 第26条第5項各号に掲げる職にあつて、第一種奨学金の返還を免除される見込みがあるとき、又は同条第1項に規定するそれらの職に就くまでの期限内にあるとき。

(2) 第26条第5項各号に掲げる職に就き第一種奨学金の返還を免除される見込みのある者が、地方公共団体の教育委員会の指導主事の職又は学校教育に関する専門的、技術的事項の研究若しくは教員の研修に関する地方公共団体の機関において教育若しくは研究を行う者の職（常時勤務を要するものに限る。）にあるとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとする。

(1) 第1号に該当するときは、その事由の継続する期間

(2) 第2号に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは願出により重ねて1年ずつ猶予期間を延長することができる。ただし、第15条第1項第3号又は第5号に掲げる事由による猶予期間と通じて5年を限度とする。

(返還免除額)

第28条 第25条又は第26条第1項の規定により奨学金の返還を免除することができる額は、次のとおりとする。

(1) 第25条第1項の規定によるときは、死亡した者又は別表第1級に掲げる程度の心身障害の状態となつた者については、その奨学金の返還未済額の全額又は一部の額

(2) 第25条第2項の規定によるときは、別表第2級に掲げる程度の心身障害の状態となつた者については、その奨学金の返還未済額の4分の3以内の額

(3) 第26条第1項の規定によるときは、大学院において貸与を受けた第一種奨学金の額に、継続して同条第5項各号に掲げる職にあつた期間（休職期間を除く。）の月数を180で除して得た数を乗じて得た額。ただし、その額が大学院において貸与を受けた第一種奨学金の額を超えるときは、その第一種奨学金の額

(在職期間の計算等)

第29条 前条第3号に規定する在職期間の計算は、その職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月までの期間の月数（休職にされた日の属する月の翌月から復職した日の属する月の前月までの期間の月数を除く。）による。

2 第26条第5項各号に掲げる職（以下「免除職」と総称する。）を離れた者が、その職を離れても第15条又は第27条の規定により第一種奨学金の返還の期限を猶予されることのできる事由がある場合において、その事由がなくなつた後引き続き免除職に就いたときは、第26条第1項又は前条第3号の規定の適用については、継続して免除職にあつたものとみなし、その前後の在職期間を合算する。

(返還免除の願出)

第30条 奨学金の返還免除は、本人又は連帯保証人などから、所定の要件を具備していることを証する書類を添えて願出があつたとき、その内容を審査の上これを行うことができる。

(教育の職等に係る返還免除の願出の期限)

第31条 第26条第1項の規定による第一種奨学金の返還免除の願出の期限は、別に定める時から2年以内とする。

2 前項の願出が特別の事由がないにもかかわらず期限内になかつたときは、返還を

免除しないものとする。

(免除職就職届の提出)

第32条 第26条第1項の規定による第一種奨学金の返還免除を受けようとする者が免除職に就いたときは、就職後2年以内に免除職就職届を提出させる。

2 前項の届出が特別の事由がないにもかかわらず期限内に提出がなかつたときは、返還を免除しないものとする。

3 第1項の届が提出されたときは、第27条第1項第1号に規定する事由に基づく返還期限の猶予の願出があつたものとみなす。

第5章 奨学生の補導その他

(奨学生の補導)

第33条 本会は、在学学校長に協力し、次の目的をもつて奨学生の補導を行う。

- (1) 奨学生の資質の向上を図ること。
- (2) 奨学生としての責務を尽くし、本会の業務の円滑な運営に協力させること。
- (3) 奨学生の実情に即応して適切な措置を講ずること。

第34条 本会は、奨学生の補導の方法として次のことを行う。

- (1) 奨学生の学業成績、健康状態及び生活状況などを調査し、その結果に基づいて奨学生を表彰し、若しくは激励し、又はこれに警告を与えること。
- (2) 機関紙などを発行して奨学生に配布すること。
- (3) その他補導上必要と認めること。

第35条 奨学生が休学したとき（休学により外国の正規の大学において教育を受けるときを除く。）その他補導上必要があると認められたときは、奨学金の交付を一時休止し、又は貸与期間を短縮することができる。

(調査)

第36条 本会は、その業務に関して必要な諸調査を行う。

(実施の細目)

第37条 この業務方法書の規定に基づき、及びこの規定を実施するため、必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この改正業務方法書は、昭和59年8月7日から施行し、第2条から第7条まで及び附則第4項及び第5項の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 施行日前の貸与契約（この改正業務方法書施行の際現に大学院において奨学金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第17条第1号中「中学部を含む。以下同じ。」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。」若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号及び同第19条第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」と、

同条第1号中「中学校」とあるのは「中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」とする。

- 3 昭和59年4月1日前から引き続き高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者で施行日以後の貸与契約により奨学金の貸与を受けようとするものに係る奨学金の貸与及び奨学金の返還については、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第17条第1号中「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号及び同第19条第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」と、同条第1号中「中学校」とあるのは「中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）」とする。
- 4 この改正業務方法書施行の際現に大学院において奨学金の貸与を受けている者については、大学院において受けている奨学金の貸与を改正後の第3条第2項の規定による第一種奨学金の貸与とみなし、その者をその第一種奨学金の貸与を受けている者とみなして、改正後の規定を適用する。
- 5 改正後の第4条第1項の表に掲げる学校等以外の学校等でこの改正業務方法書施行の際現に奨学生が教育を受けているものにおいて教育を受ける者に対する第一種奨学金の月額については、当分の間、大学に在学する者に対する月額の例による。
(第二種奨学金の利率の特例)
- 6 平成15年度以後に貸与する第二種奨学金に係る第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「年3パーセント」とあるのは「年3パーセント（法第32条第1項の規定による財政融資資金からの借入金の利率及び同項の規定による日本育英会債券（以下「債券」という。）の利率を付録の算式により加重平均した利率が年3パーセント未満の場合にあつては、当該利率）」と、同条第2項の表利率の欄中「3」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた前項に規定する利率（パーセント）に相当する数」と、同条第3項に掲げる算式中「3」とあるのは「附則第6項の規定により読み替えられた第1項に規定する利率（パーセント）に相当する数」とする。
(教育又は研究の職に係る特例)
- 7 第26条第5項第5号中「又は高等学校に準ずる教科を授ける者の職」とあるのは、当分の間、「若しくは高等学校に準ずる教科を授ける者の職又は児童自立支援施設において小学校若しくは中学校に準ずる教科を授ける児童自立支援専門員若しくは児童生活支援員の職」とする。

附 則（昭和60年4月6日文部大臣認可）

この改正業務方法書は、文部大臣の許可のあつた日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月31日文部大臣認可）

最近改正 平成11年4月8日文部大臣認可

- 1 この業務方法書は、昭和62年4月1日から施行する。

- 2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（この業務方法書の施行の際現に大学院において学資の貸与を受けている者に係るものを除く。）による学資の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）で施行日以後の貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る学資の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による奨学金の返還については、改正後の業務方法書第28条第2項第3号の規定の適用に係る場合を除き、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第26条第5項第1号中「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」とする。
- 5 施行日前から引き続き大学、高等専門学校又は大学院に在学する者で施行日以後の貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る奨学金の返還については、改正後の業務方法書第28条第2項第3号の規定の適用に係る場合を除き、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第26条第5項第1号中「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」とする。

附 則（昭和63年3月31日文部大臣認可）

- 1 この業務方法書は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者で施行日以後の貸与契約により学資の貸与を受けようとするものに係る第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成元年3月30日文部大臣認可）

- 1 この業務方法書は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約（この業務方法書の施行の際現に大学院において第一種奨学金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）で施行日以後の貸与契約により奨学金の貸与を受けようとするものに係る奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月30日文部大臣認可）

- 1 この業務方法書は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日文部大臣認可）

- 1 この業務方法書は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この業務方法書の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約（この業務方法書の施行の際現に大学院において第一種奨学金の貸与を受けている者に係るものを除く。）による奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月31日文部大臣認可）

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、平成4年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成3年4月1日以前の貸与契約（博士課程のうち修士課程に相当すると認められるもの（以下「修士相当課程」という。）を含むもの（以下「一貫制博士課程」という。）の修士相当課程に在学し、引き続き当該一貫制博士課程に在学する者については、平成元年4月1日以前の貸与契約）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 平成3年4月1日前から引き続き博士課程（一貫制博士課程及び修士課程として取り扱われる課程を除く。）に在学する者に係る同日以後の貸与契約及び平成元年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 この業務方法書の施行の日（次項において「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日文部大臣認可）

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、平成5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学

金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き高等学校(盲学校、聾^{ろう}学校又は養護学校の高等部を含む。)、大学、大学院の修士課程(課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程(以下「前期博士課程」という。))を含む。)若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。)、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与及び平成3年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成3年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成6年3月31日文部大臣認可)

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この業務方法書の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成6年7月1日文部大臣認可)

この業務方法書は、文部大臣の認可のあつた日から施行し、改正後の日本育英会業務方法書の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月31日文部大臣認可)

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この業務方法書の施行の日(以下「施行日」という。)前の貸与契約(一貫制博士課程(前期2年及び後期3年の課程の区分(以下単に「課程の区分」という。))

を設けない博士課程をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続き高等学校(盲学校,聾学校又は養護学校の高等部を含む。),大学,大学院の修士課程(課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程(以下「前期博士課程」という。))を含む。附則第7項において同じ。)若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。),高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与及び平成5年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成5年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学,大学院の修士課程及び一貫制博士課程前期相当部分に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月28日文部大臣認可)

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この業務方法書の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則(平成8年6月28日文部大臣認可)

(施行期日)

この業務方法書は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日文部大臣認可)

(施行期日)

- 1 この業務方法書は、平成9年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。附則第7項において同じ。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与及び平成7年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成7年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、改正後の附則第6項の規定を除き、なお従前の例による。
- 7 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程若しくは一貫制博士課程前期相当部分又は専修学校の専修課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、改正後の附則第6項の規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月31日 文部大臣許可）

最近改正 平成11年4月8日 文部大臣認可

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。
- 4 施行日前の貸与契約による第一種奨学金の返還の免除については、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第26条第5項第1号中

「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）」若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」とする。

5 施行日前から引き続き大学又は高等専門学校に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の返還の免除については、なお従前の例による。この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第26条第5項第1号中「中学部を含む。以下同じ。）」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）」若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）」とする。

6 附則第4項により従前の例によることとされる場合において、当分の間、改正前の業務方法書第26条第3項第7号及び第28条第5項第6号中「教護院」とあるのは「教護院又は児童自立支援施設」と、「又は教母」とあるのは「若しくは教母又は児童自立支援専門員若しくは児童生活支援員」とする。

附 則（平成11年4月8日 文部大臣認可）

（施行期日）

1 この業務方法書は、文部大臣の認可の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 平成11年4月1日前から引き続き高等学校（盲学校、聾学校又は養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）を含む。）若しくは博士課程（前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者（大学において通信による教育を受ける者を除く。）に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分（一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与及び平成9年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分（一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。）における第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

5 平成11年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成9年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については、

なお従前の例による。

6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

7 日本育英会業務方法書の一部を改正する業務方法書（昭和62年3月31日文部大臣認可）附則第4項及び第5項中「なお従前の例による。」の下に「この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第26条第5項第1号中「中学部を含む。以下同じ。））」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。））」とする。」を加える。

8 日本育英会業務方法書の一部を改正する業務方法書（平成10年3月31日文部大臣認可）附則第4項及び第5項中「なお従前の例による。」の下に「この場合において、改正前の日本育英会業務方法書第26条第5項第1号中「中学部を含む。以下同じ。））」とあるのは「中学部を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校の前期課程」と、同項第2号中「高等学校」とあるのは「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。））」とする。」を加える。

附 則（平成11年4月28日文部大臣認可）

この業務方法書は、文部大臣の認可の日から施行し、平成12年4月1日以降に入学する者に係る申込及び推薦から適用する。

附 則（平成12年3月29日文部大臣認可）

（施行期日）

1 この業務方法書は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

4 施行日前の第一種奨学金の貸与契約に係る報奨金の支払については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日文部科学大臣認可）

（施行期日）

1 この業務方法書は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この業務方法書の施行の日（以下「施行日」という。）前の貸与契約（一貫制博士課程（前期2年及び後期3年の課程の区分（以下単に「課程の区分」という。）を設けない博士課程をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き高等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）、大学、大学院の修士課程（課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程（以下「前期博士課程」という。）

を含む。)若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。),高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については,なお従前の例による。

- 4 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与及び平成11年4月1日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち一貫制博士課程前期相当部分以外の部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与については,なお従前の例による。
- 5 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程前期相当部分における第一種奨学金の貸与及び平成11年4月1日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る同日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与については,なお従前の例による。
- 6 施行日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については,なお従前の例による。この場合において,改正前の附則第6項中「資金運用部」とあるのは,「財政融資資金」とする。
- 7 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については,なお従前の例による。この場合においては,前項後段の規定を準用する。

附 則(平成14年3月29日 文部科学大臣認可)

(施行期日)

- 1 この業務方法書は,平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この業務方法書の施行の日(次項において「施行日」という。)前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については,なお従前の例による。
- 3 施行日前から引き続き大学に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については,なお従前の例による。

附 則(平成14年8月30日 文部科学大臣認可)

(施行期日)

- 1 この業務方法書は,平成14年9月1日から施行する。ただし,附則第6項の改正規定及び付録の改正規定並びに附則第2項及び第3項の規定は,平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成15年4月1日前の貸与契約による第二種奨学金の貸与については,なお従前の例による。
- 3 平成15年4月1日前から引き続き大学,大学院,高等専門学校(第4学年及び第5学年に限る。)又は専修学校(日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号)第2

条第1項の表備考第6号に規定する専門課程に限る。)に在学する者に係る平成15年4月1日以後の貸与契約による第二種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日 文部科学大臣認可)

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この業務方法書の施行の日(以下「施行日」という。)前の貸与契約(一貫制博士課程(前期2年及び後期3年の課程の区分(以下単に「課程の区分」という。)を設けない博士課程をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

2 施行日前から引き続き大学、大学院の修士課程(課程の区分を設ける博士課程のうち修士課程として取り扱われる課程(以下「前期博士課程」という。)を含む。)若しくは博士課程(前期博士課程及び一貫制博士課程を除く。), 高等専門学校又は専修学校の専門課程(日本育英会法施行令(昭和59年政令第253号)第2条第1項の表備考第6号に規定する専門課程に限る。)に在学する者(大学において通信による教育を受ける者を除く。)に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、なお従前の例による。

3 施行日前の貸与契約による一貫制博士課程に係る第一種奨学金の貸与については、平成13年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日前の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分(一貫制博士課程のうち修士課程に相当すると認められる部分以外の部分をいう。以下同じ。)における第一種奨学金の貸与を除き、なお従前の例による。

4 施行日前から引き続き一貫制博士課程に在学する者に係る施行日以後の貸与契約による第一種奨学金の貸与については、平成13年度以後に一貫制博士課程に入学した者の施行日以後の貸与契約による一貫制博士課程後期相当部分における第一種奨学金の貸与を除き、なお従前の例による。

別表

心身障害の程度	番号	心身障害の状態
第1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしやくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの

	8	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他の理由により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしやく及び言語又はそしやく若しくは言語の機能に著しく障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中の二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の5つの指又は親指及び人差指を併せて4つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱，胸かく，骨盤軟部組織の高度の障害，変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか，精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考		
1 各号の障害は，症状が固定し，又は回復の見込みのないものに限る。		
2 視力を測定する場合においては，屈折異常のものについてはきよう正視力により，視表は，万国式試視力表による。		

付録

$$R = (R1 \times (A - B) + R2 \times B) / A$$

R 当該月の第二種奨学金に係る利率（パーセント）

R1 当該月の第二種奨学金の交付の日において本会が法第32条第1項の規定により財政融資資金から借入金をするとしたならば当該借入金について定められるべき利率に相当する数

R2 本会が法第32条第1項の規定により発行した債券のうち当該月の第二種奨学金の交付に充てるものの利率に相当する数（当該月の第二種奨学金の交付に充てる債券の発行が2回以上あるときは，それぞれの債券の利率を，それぞれの債券の総額のうち当該第二種奨学金の交付に充てる額により加重平均した利率に相当する数）

A 当該月の第二種奨学金の交付に充てる額

B 本会が法第32条第1項の規定により発行した債券の総額のうち当該月の第二種

奨学金の交付に充てる額